

佐藤壽三郎の閑居知足・特集号 (不踰矩編 No.d40) 平成8年(2026)3月号外

【自由研究1】 議員の一般質問で取り上げた内容に、明らかに事実誤認が認められる場合に、それに伴う市長部局からの議事録(会議録)の削除請求手続等の問題点についての一考察

特定行政書士 佐藤 壽三郎

【設問 1】 議員の一般質問で取り上げた内容に、明らかに事実誤認が認められる場合に、それに伴う市長部局からの議事録(会議録)の削除請求手続について

【AIによる回答】

議員の一般質問で取り上げた内容に、明らかに事実誤認が認められる場合に、それに伴う市長部局からの議事録(会議録)の削除請求に関する主な問題点は、「議会の自律権」と「言論の自由・住民の知る権利」、そして「行政による干渉の是非」の対立に集約されます。具体的には、以下の3つの観点から整理できます。

1. 議会の自律権への干渉

地方議会には、会議の運営や会議録の管理を自ら決定する「議会の自律権」が認められています(地方自治法第123条)。

内閣府ホームページ

問題点: 執行機関(市長部局)が会議録の削除を求めることは、本来議会が判断すべき運営事項に対する「行政による不当な干渉」とみなされる恐れがあります。

実務上の対応: 通常、発言の訂正や削除は、発言した議員本人の申し出、または議長が議員運営委員会などの諮問を経て判断するのが通例です。

2. 言論の自由と政治的責任

議員には、議場での発言について広い範囲での「言論の自由」が保障されています。

免責の原則: 議員が一般質問で不適切な発言をした場合、それは政治的に責任を負うべき(次の選挙で裁かれる)ものであり、直ちに記録から抹消することが必ずしも適切とは限りません。

歴史的記録の担保: 会議録は「議事の経過と結果」を正確に記録する公文書です。事実誤認があったという事実も含めて残すべきという考え方(安易な削除は歴史の改竄につながる)と、誤った情報の拡散を防ぐ必要性のバランスが問題となります。

3. 削除手続の不透明性と法的根拠の欠如

多くの自治体の議会規則では、不穏当な言葉の削除については規定がありますが、「市長が事実誤認を理由に削除を求める」という手続は明文化されていないことが多いです。手続の恣意性: 明確な基準がないまま削除に応じると、市長にとって不都合な発言を「事実誤認」という名目で排除する先例になりかねません。

代替案の模索: 完全に削除(抹消)するのではなく、「注釈(補足説明)」の付記や、後の会議での「訂正発言」によって事実関係を正すほうが、透明性の観点から望ましいとされる場合があります。

今後の論点として、デジタル化された会議録において、単なる削除ではなく「誤認である旨のメタデータを付与する」などの運用が検討されるべき段階にあります。

【設問2】 事実誤認の内容が、個人の名誉毀損に関わるものか、あるいは単純な数字やデータの取り違いかによって、対応の緊急性や正当性は変わりますか？

【AIによる回答】

対応の緊急性と正当性は大きく変わります。

法的な保護対象が「個人の権利(名誉)」か「情報の正確性」かによって、議会が取るべきリスク管理の優先順位が異なるためです。

1. 個人の名誉毀損に関わる場合

この場合、対応の緊急性と正当性は非常に高くなります。

緊急性: 放置すると、インターネット等を通じて被害が拡大し、回復困難な損害(プライバシー侵害や社会的信用の失墜)を招くため、迅速な削除や伏せ字化が求められます。

正当性: 議員の「免責特権」は、議会外で法的な責任(損害賠償など)を問われないことを意味しますが、「議会自体の法的責任」は別です。最高裁の判例(昭和62年など)では、著しく不当な発言を議長が放置した場合、自治体側が国家賠償責任を問われる可能性が示唆されています。

判断の基準: 事実誤認が「明白」であり、かつ「個人の名誉を著しく傷つける」場合は、議長権限による発言取消や会議録の修正が正当化されやすい傾向にあります。

2. 単純な数字やデータの取り違いの場合

この場合、対応の緊急性と正当性は相対的に低くなります。

緊急性: 行政運営に直ちに致命的な支障が出ない限り、次回の委員会や本会議での「訂正発言」で対応するのが通例であり、即時の記録抹消(削除)までは求められないことが多いです。

正当性: データの誤りは「議論の質の低さ」を示すものではあっても、基本的には政治的責任の範疇です。これを理由に市長部局が頻繁に削除を求めると、議会の言論に対する「検閲」に近い効果を持ってしまい、二代表制の根幹を揺るがす恐れがあります。

対応策: 削除ではなく、会議録に「後日、〇〇議員より訂正の申し出があった」という注釈を付ける、あるいは議事録の末尾に正誤表を添付する形式が一般的です。

比較まとめ

項目	名誉毀損(権利侵害)	データ誤認(事実相違)
主な保護対象	被害者の法的権利	公文書の正確性・議論の質
法的リスク	国家賠償請求の対象になり得る	本的には政治的責任に留まる
削除の正当性	高い(被害拡大防止のため)	低い(歴史的記録の保持が優先)
望ましい対応	速やかな削除・伏せ字・謝罪	訂正発言・注釈の付記

【設問3】 その事実誤認が第三者の権利を直接的に侵害しているレベルのもの、あるいは政策決定を根底から覆すような重大な誤りの場合は？

【AIによる回答】

1. 第三者の権利を直接的に侵害している場合

(例:特定の市民や企業を犯罪者扱いする、虚偽の事実で名誉を毀損するなど)

対応の正当性: 非常に高いです。議会には、個人の基本的な人権を不当な公権力(議員の発言)から守る義務があります。

実務上の問題

削除の範囲: 発言全体を消すと「何が問題だったか」の検証ができなくなるため、当該箇所のみを「○月○日会議録削除」等として伏せ、代わりに議長が謝罪・説明する手順をとることが一般的です。

法的責任の所在: 議長が削除を拒否し、被害が拡大し続けた場合、自治体(議会)が国家賠償請求の被告となるリスクが現実味を帯びます。

執行部(市長)の役割: 執行部は、被害者の人権を守る観点から、議長に対して「速やかな適切な措置(記録の取扱いを含む)」を「強く要請」する正当性を持つと考えられます。

2. 政策決定を根底から覆すような重大な誤りの場合

(例:予算案の前提となる数値を桁違いに誤認し、それを根拠に事業の中止を求めて採決に影響を与えた場合など)

対応の正当性: 「正確な情報に基づく意思決定」という議会の機能そのものを守るために必要ですが、削除には慎重さが求められます。

実務上の問題

議決の正当性: 誤った事実に基づいて議決(否決や可決)がなされた場合、記録を消しても「議決の結果」は消せません。記録の消去より、「再議(やり直し)」や、再度正しいデータに基づく審議を行うことが本質的な解決となります。

歴史的記録の重要性: 「誤ったデータに基づいて判断を下してしまった」という事実は、将来の検証のために残すべきという意見が根強くあります。安易な削除は、後に「なぜあの時、判断を誤ったのか」を追跡不能にします。

執行部のリスク: 執行部が「正しいデータに差し替える(削除しろ)」と迫ることは、議会の審議プロセスを事後的にコントロールすることになり、二元代表制の均衡を壊すという批判を招きやすいです。

共通する最大のハードル:削除手続の「不作為」

市長部局が削除を求めても、最終判断は「議長」または「議会」にあります。

対立の激化: 議長が政治的判断で削除を拒否した場合、執行部(市長)は「事実でないことが公文書に残ることを許容できない」として、HP 上に「会議録の誤りに関する反論・補足」を掲載するといった対抗措置を検討せざるを得なくなります。これは議会と執行部の致命的な決裂を意味します。

結論としての方向性

重大なケースであっても、会議録からの「完全抹消」は避けるべきというのが近年の議会運営の潮流です。

代わりに、「正誤表の添付」「注釈の付記」「訂正発言の記録の併記」という形で、事実は事実として残しつつ、その誤りを明確に示す手法が、透明性と法的リスク回避のバランスを最も取れる解決策とされています。

【設問4】 具体的に市長部局から削除請求が出されている、あるいは削除を検討すべき段階の具体的な事案(例えば具体的な発言の影響範囲など)がある場合は如何か？

【AIによる回答】

削除請求が出されている、あるいは検討中の場合に直面する具体的な問題点は以下の通りです。

1. 「会議録の正確性」を巡る立証の責任

市長部局が削除を求める際、その内容が「客観的に誤りである」という証拠の提示を求められます。

問題点: 議員側が「自分の調査では正しい」と主張し、市長部局が「行政データでは誤りだ」と主張して対立した場合、どちらが「真実」かを判断する権限は誰にあるのかという問題です。議長がその判断を回避すれば、事態は膠着します。

2. 削除請求の「法的性格」の曖昧さ

市長部局から議長への削除請求は、法的には「お願い(要望)」に過ぎません。

問題点: 議長がこの請求を拒否した場合、市長部局には「強制的に削除させる法的手段」がほとんどありません。そのため、請求を出すこと自体が「議会への圧力」と批判されるリスクを常に伴います。

3. 「削除」か「訂正」かの合意形成

実務上、最も揉めるのは「落とし所」です。

問題点: 市長部局は「誤った情報の完全抹消(削除)」を望むことが多いですが、議会側は「発言があったという事実は消せない」として「注釈や訂正発言」で済ませようとします。

影響範囲の評価: 発言が既に報道されていたり、SNSで拡散されたりしている場合、会議録から消すだけでは実害(風評被害や行政への不信)を止められません。このため、削除請求と同時に「公式ホームページでの否定声明」など、外部向けのアクションをどう並行させるかが焦点となります。

4. 議事録の修正が「偽証」や「隠蔽」と取られるリスク

重大な事案であればあるほど、後から会議録を書き換える行為は、住民から「不都合な議論を隠蔽した」と疑われる対象になります。

問題点: 削除の手続き(議院運営委員会での協議など)を公開で行わない場合、不透明なプロセスで公文書が書き換えられたという別のスキャンダルに発展する恐れがあります。

対策として検討すべき具体案

もし現在、具体的な調整が必要な段階であれば、以下の手法で「完全削除」を回避しつつ、市長部局の懸念を解消するケースが多いです。

「追記」の活用: 本文は残したまま、欄外や末尾に「※本発言の数値については、〇月〇日に市長部局より資料提供があり、正しくは△△である旨の回答があった」と明記する。

訂正の議事: 次の議会において、当該議員(または議長)が「前回の発言に誤りがあった」と公式に謝罪・訂正し、その発言自体を会議録に残す。

市長の答弁での上書き: 質問直後の答弁で市長側が事実誤認を明確に指摘し、セットで記録に残るようにする(事後的な削除ではなく、対抗言論による是正)。

【設問5】 議員本人が反論し、市長部局との間で事実関係に争いがある場合は？

【AIによる回答】

議員本人が事実誤認を認めず、市長部局と真っ向から対立している場合、問題は「公文書の修正」という事務レベルを超え、「言論の封殺か、行政の守りか」という深刻な政治的紛争に発展します。

この状況下で削除を強行しようとする場合、以下の4つの大きな問題が発生します。

1. 議長の裁量権の限界と政治的リスク

会議録の修正・削除の最終決定権は議長にあります。事実関係に争いがある以上、議長が一方(市長部局)の主張だけを信じて削除を命じることは困難です。

問題点: 議長が削除を強行すれば、議員から「発言権の侵害」として訴訟を起こされたり、議会運営が空転したりするリスクがあります。議長は通常、中立性を保つために「両者で話し合っ解決すべき」と静観せざるを得なくなります。

2. 「真実」の判定機能が議会にない

議会は本来、政策を議論する場であり、裁判所のように「どちらのデータが真実か」を厳密に鑑定・判決する仕組みを持っていません。

問題点: 市長部局が提示する資料が「公的データ」であっても、議員側が「計算根拠が恣意的だ」「別の統計ではこうなっている」と反論すれば、議会事務局や議院運営委員会にはそれを裁く法的な権限も能力もありません。

3. 「対抗言論」による解決の原則への抵触

民主主義の原則では、誤った発言には削除ではなく「正しい言論(答弁や反論)」で対抗すべきとされています。

問題点: 市長部局が、答弁での反論という手段があるにもかかわらず「記録の削除」を求めることは、自分たちに都合の悪い言論を物理的に消し去ろうとする「検閲的行為」との批判を受けやすくなります。

4. 住民の不信感と透明性の欠如

事実関係が争われている最中に記録が書き換えられれば、住民からは「何が正しいのか」が見えなくなります。

問題点: 削除は「議論があったこと自体」を隠蔽する行為に見えるため、自治体・議会双方の信頼を損ないます。

○実務的な「泥沼化」を避けるための出口戦略

このような泥沼の対立状態では、以下のステップで決着を図ることが一般的です。

「事実関係の再調査」の合意: 議長が仲裁に入り、客観的な第三者(監査委員や有識者など)の意見を参考にする、あるいは改めて公開の委員会で証拠を突き合わせる場を作る。

併記による解決: 「議員は A と主張し、市長部局は B と主張している」という対立の構図そのものを記録に残す。削除はせず、双方の主張を併記することで、最終的な判断を住民(有権者)に委ねる。

司法判断の示唆: もし市長部局が「名誉毀損」や「業務妨害」を確信しているならば、議事録の削除請求ではなく、裁判を通じた法的解決(発言撤回命令や賠償請求)を検討せざるを得ないことを突きつける

※AI は不正確な情報を表示することがあるため、生成された回答を再確認するようにしてください。

【佐藤壽三郎の論評】

**議員は信憑性の高い確かな基礎資料の収集に努め、
且つ、法的根拠に基づく議論をされるを望む**

1. 二元代表制における地方自治の本質 議会と市長との関係について

思うに「議員活動と市長部局(執行部)との対峙」の本質は、「馴れ合いを排した、法と証拠に基づく厳格な相互抑制」を実現するためには、二元代表制における議会と市長の関係を、①. 執行部への「チェック機能」の徹底。②. 法的根拠に基づく議論。③. 「良き対峙」により自治の質の向上を図るために、お互いが自覚する必要があると私は心掛けました。

2. 市議会議員の発言の場として

市議会議員として議会内での発言の機会を綴るならば、本会議場における質疑、一般質問、常任委員会、特別委員会に於ける質疑・意見、議会運営委員会、全員協議会における質疑・意見。議会外における発言としては、有志議員が共同して行った「議会報告会」。議員自身が催す後援会席上における「市政報告会」等を挙げることが出来ます。

3. 市議会議員としての発言を裏付ける資料の収集について

市議会議員6期24年間の議員活動を振り返るに、議員活動を支えるに一番の情報源は、日々の情報収集でした。市長部局から提供される様々な資料、法務局、信濃毎日新聞、朝日新聞、日本経済新聞、官報、時事通信、須坂新聞、更に宅建取引業協会、日本行政書士会連合会等の会報や機関誌の読み込みは、議会が開催されている期間は帰庁してから夜間に、行政視察等で須坂不在時は別として、土日祭日も関係なく、年中午前中は情報収集に充てました。PC が未だ普及されていない当時は、新聞は記事の切り抜きと貼り付けが一苦労でした。

収集した情報は、市の組織別に、議会事務局、総務部以下市長全部局、水道局、消防関係、教育委員会関係、更に須高行政事務組合議会 長野広域連合議会と12の区分を設けたキャビネットに収録し、いつでも資料を容易に取り出せるように配備しました。

年4回の定例議会に置ける一般質問の起案は、収集したこれらの資料の中から、①市政にとって緊急性を要する課題か。②市が継続して行っている事業の進捗状況と追跡。③市議会議員としてライフワークと捉えている施策・施設等の進捗や追跡、提言等を念頭に、毎定例議会前に一般質問として取り上げる10課題を先ず選び、更に一般質問起案として更に5から6課題に絞り込む作業をしました。これは、1. で掲げた①.執行部への「チェック機能」の徹底。②.法的根拠に基づく議論をするための、私なりの対策・対応と捉えました。

4. 市議会議員としての発言によって、人の名誉を傷つけることのないように配慮と、単純な数字やデータの取り違えが指摘された場合の対応について

2. で示したとおり、情報源については、市長部局、長野広域連合事務局、報道機関、所属する機関紙等の資料であり、先ずは誤報等について心配ありませんでした。

確かな基礎資料が手元に無く、巷間囁かれている噂や、自分の専門外の聞きかじり知識で裏付けもしない社会問題について、電話で然も匿名のタレコミがあっても、この種の取り扱いについては、一切応じませんでした。

但し、市民が市への救済を懇願しに当事務所に来られ場合は、陳情者の訴えの内容を先ず聞き取りし、私が得心した場合は、市担当者に真偽を質すこともありましたが、請願者、陳情者、市担当者の名誉を傷つけることのないように配慮しました。

一般質問等での数字やデータの齟齬の指摘が、担当職員からあった場合は、手持ちのデータの入手情報源名と日付と、市長部局のデータの入手日付の照合を行い、日付の直近データを採用するように努めた為に、争いは回避されました。

5. 市長部局からの「訂正発言」若しくは「記録抹消(削除)」の申し出で事案について

3. で述べたとおり、一般質問起案に先立ち、過去に一般質問原稿提出段階で、原稿に記載した数字やデータが、市長部局が把握しているものと齟齬があると、担当部局から指摘を受け、資料の正確な数値についての争いが過去にありました。

これに懲り、一般質問提出原稿は、私なりに収集した資料に基づくものであることを担保する意味合いから、資料の裏付けと原稿の信憑性の大切さを感じ、一般質問原稿と共に、一般質問の信憑性と説得性を高めるために、質問の裏付け根拠として、手元にある資料の写しを添付して、市長部局に提出するようにしました。それでも資料の数字やデータに齟齬があった場合は、答弁書を作成する市長部局から問い合わせがあり、互いの資料の照合を図ることに努めましたので、標題にあるような事案の発生は回避されました。

6. まとめ 市議会議員としての本分と矜持を持つ

議員活動における資料収集には、多大な購読料等と現地調査と写真の現像料、書類作成等の整理時間を要しましたが、公の場で市政を質す以上、議員の本分として質問内容に虚偽・誤謬・捏造・錯誤はあってはならないことを念頭に置き、原稿を書き上げました。

市民からの請願や陳情の取り扱いについては、憲法で市民に保障された権利で有ると捉え、明らかに憲法違反や法令違反、利己的な要求でない限り、議員として先ず、①要求者

に当事者適格が有るか否か、②要求内容に正当性・公平性が有るか否かを判断し、③現地調査を行う等己の目で実態を確かめました。そのうえで、④申請に必要な疎明書類等の提出を求め、⑤請願書、陳情書の素案を作成し、⑥市に申し立てをする前に、再度請願や陳情の内容の意思確認を訴願者本人に求めました。

2. で示したとおり、市議会議員は様々な場所で発言する機会があることを、先ず自覚する必要があります。不用意な発言によって議員生命が絶たれることもあるので、これは絶対に避けるべきであり、議事録に残る等の公的な場での発言については、5で示したとおり、先ず、5W1Hの基礎資料が手元に有ることを確かめたうえで、慎重に発言をすべきと経験上感じます。

私の経験上、一介の市議会議員の保有する情報量は、須坂市の各部署が保有・保管する資料・情報量は雲泥の差があることの認識が必要です。亦、仄間情報を公の場で取り上げることが、議員として前述のとおり極力避けるべきです。

「過ちては則ち改むるに 憚ること勿れ」と『論語』学而にもあるように、明らかに錯誤(よ勘違い)による発言等が市議会議員側にあったと認識したならば、潔くこれを認め、素直に詫げて訂正に応じることは、決して議員として愧じではないと私は思います。

二元代表制における、議会と市長との「良き対峙」は、地方自治の質の向上を図るためには必要であります。これを実現するためには、議員は法的根拠に基づく議論が必要であり、感情論や私怨が滲む言動は議論とは言えず、厳に慎むべきであります。何故ならば、須坂市のため、須坂市民のための議論とは程遠いものであり、況や之を以って議会と市長との「良き対峙」とはとても言えないからです。

議員各位は、「市民は冷静に市議会中継を座敷敷敷で、厳しく議員の発言内容をチェックしながら傍聴している。」ことを忘れてはなりません。執行部への「チェック機能」の追及においては、感情論や私怨が滲む発言は、視聴していて余りにも、議員として稚拙で見苦しい。

市議会議員の本分とは、矜持とは何かを自らに問い、須坂市、須坂市民のために、法的根拠に基づく議論を尽くされことを切望します。

令和8年3月22日記す

【自由研究】 2

○令和8年3月定例会市議会における『ふるさと納税問題で財政難の須坂市議会議員報酬減額の条例案否決』についての論評

特定行政書士 佐藤 壽三郎

1. 信濃毎日新聞 3/25 付 須坂新聞 3/28 付記事の要旨

「議会内での議論を経ていない」と否決

須坂市議会(定数 20)の議員有志が 3 月定例会最終日の 24 日、ふるさと納税返礼品の産地偽装問題に端を発した市の財政難に対応するため、任期中の議員報酬を減額する条例改正案を提出するも、議会内での議論を経ていないと反対多数で否決された。

○提案理由として

- ① 岡田議員は「市民の皆さまと痛みを分かち合いながら、財政健全化を推進する強い意思を示す必要がある」と主張。市民からは、市の予算規模が拡大してきたことに対し「その責任の一端は議会にもあるのではないかとの厳しい意見も寄せられている」とし、
- ② 宮本議員は、市議会としても市の財政拡大を容認してきた責任を明確にする必要性を主張。その上で「改めて市長の責任を明確にして検証するとともに、組織としての再発防止策を策定し、市民に公表されることを求める」とし、減額幅は議長 10%、副議長 5%、議員 3%。

○反対理由

野崎天馬議員は、

- ① 「報酬の減額自体に反対ではない」としつつ、本会議前の全員協議会で、「重要なテーマでありながら議会運営委員会などで十分な協議が行われてきた経過が確認できなかった」と。
- ② 「これまで議論がなされていなかった中で、なぜ閉会日に提出されたかという点についても合理的な理由は示されなかった」として
- ③ 「議会内で十分な協議をしていない」として、「提案に至る手続きに問題がある」と主張。「正式な協議の場で十分議論を尽くし、6月の議会で改めて判断されるべきだ」と主張。

【佐藤壽三郎の論評】

論理一貫した法的根拠に基づく議論を尽くすべし

宮本議員が、任期中の議員報酬を減額する条例改正案を提出理由として「市議会としても市の財政拡大を容認してきた責任を明確にする必要性」を真摯に唱えるならば、然らば彼が主導した

- ① 三木正夫市長・中澤正直副市長に対する問責決議案可決
- ② 中澤副市長に対して辞職勧告決議案可決
- ③ 市長と副市長の給料50%減額、期末手当の減額なども盛り込んだ議員提出の修正案を賛成多数で可決

これら一連の市長、副市長に対し心身を貶める問責・辞職勧告決議、給料修正案等の提起・可決行為は、果たして正当性があつたものかを問いたい！

宮本議員の今回の提案説明に、「改めて市長の責任を明確にして検証する…」とあるが、宮本議員の意図がおぼろげであり、議長 10%、副議長 5%、議員 3%削減の提案は、心裡留保としか思えない。今回の議員報酬削減提案は、賛成者らの内情を斟酌するに、異夢同舟であることが窺える。

彼の心底に潜む、屈折した感情や私怨を晴らすための、今までのアクションの数々と、議会に求められるデュー・プロセス(適正手続)を全く無視した言動に、一期の議員たちも程々堪忍袋の緒が切れ、彼の手法に加担することを否とした反対議員らは、

「報酬の減額自体に反対ではないとしつつ、これまで議論がなされていなかった中で、なぜ閉会日に提出されたかという点についても、合理的な理由は示されなかったとし。提案に至る手続きに問題がある。」との理由を以って、「議員報酬を減額する条例改正案に反対」するとある。将に正論であると評価する。

換言すれば、良識ある議員らは、「議会運営における宮本独り善がり劇場」の終焉を宣言したと言える。

議員が議場等で感情論や私怨を大上段に振りかざす手法は邪道であり、苟も選挙を経て市民の負託に応えるべき議員である以上、あるまじき行為と市民には映る。

議員は邪心を抱かず、法的根拠に基づく議論を尽くすべきである。小・中学生や高校生は物言わずとも、Goolight の議会中継を、純真な眼(まなこ)と耳を研ぎ澄まして、市長、副市長、議長、そして市議会議員の言動を、座敷敷敷でつぶさに見聞きしていることを、関係各位は片時も忘れてはならない。

令和 8 年 3 月 28 日記す

令和 8 年 3 月 28 日

編集:発行人 特定行政書士 佐藤 壽三郎

zyusaburo.com/ 佐藤壽三郎ホームページ